

意見書

2009年12月15日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名
電話番号
電子メールアドレス:

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2009（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	段落	意見
2 頁	3-1①	<p>【総務省案】 (1)個人の利用動向調査 個人の利用動向調査に関し、2009年度の情報収集は、次の方針で実施する。「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域の定点的評価については、郵送によるアンケートを行い、必要に応じてWebアンケートを実施する。</p> <p>【意見】 郵送による実施は経費がかさむ事や集計に手間が予想される事からインターネット環境を活用したものとすべき。 インターネットを利用しない人々に対しては自治体等のインフラを活用して回答を求めれば対応可能であるとする。 ブロードバンド普及を掲げている省庁の対応として「郵送」にこだわるのは不適切である。</p>
3 頁	3-2	<p>【総務省案】 2009年度においては、市場画定时（「固定電話」は2005年度、「移動体通信」は2004年度、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」は2006年度）から市場の外郭を見直すほどの急激な変化が認められないところであるから、原則として従来の市場画定の結果を踏襲する（図1～4参照）。</p> <p>【意見】 急激な変化が見られないとされているが、改めて評価するために修正を要する部分（例えばWiMAXの追加等）はいくつも見受けられるので、意図した曲解ではない公正な評価であるために理由を付して修正すべきである。</p>
8 頁	3-3	<p>【総務省案】 需要者（利用者）側からの情報収集の一環として行う個人向けアンケート調査は、第1回を2</p>

		<p>009年11月に実施、第2回を2010年1月に実施予定。ただし、必要に応じ、随時追加的な調査を実施する。</p> <p>【意見】 意見募集をする前から着手している事となっているが真実ならば甚だ遺憾であり強く抗議する。</p>
9 頁		<p>【総務省案】 個人と法人の利用者を対象にそれぞれ郵送によるアンケートを実施するほか、必要に応じてWebアンケートを実施する場合がある。郵送アンケートの実施要領は、別紙1のとおりである。</p> <p>【意見】 前段でも申し述べたがインターネットを活用したアンケートへ主軸を置くべき。</p>
10 頁		<p>【総務省案】 第2回 インターネット接続 他（項目検討中）</p> <p>【意見】 インターネットを利用しない層も取り込むとして郵送による手段を正当化しているにもかかわらず矛盾している。</p>
11 頁		<p>【総務省案】 1 法人向けアンケートの実施方法 日経BP社を通じて、以下のように実施。</p> <p>【意見】 意見募集をしている内容に対し、既に調査が終了しているのはおかしい。 サンプル数もたった3割程度であり、疑問である。 不正な取引があったと思われても仕方がないのではないか？</p>
13 頁	(5)	<p>【総務省案】 (5) MVNOが提供する移動電気通信サービスに関する情報 提出を求める具体的内容は、別表2-5のとおりである。</p>
14 頁		<p>仮想移動電気通信役務提供事業者</p>

2 1 頁		<p>→事業者数、契約数</p> <p>別表 2—5 MVNOが提供する移動電気通信サービス</p> <p>【意見】 総務省における MVNO 事業者の定義が曖昧であり、当該項目を含める事は事業者に過度な負担を与える。 また評価結果が一部複雑に重複され適切な評価ができないので削除すべき。 またカード型だけを抽出しているが、政策上の意味は浅すぎる。これを特筆するなら組み込み型の携帯サービスを抽出する方が意味が深いと考えられる。もう少し思慮深い分類を求める。</p>
1 4 頁目以降		<p>【意見】 総務省案には盛り込まれていないが、携帯電話・PHS、FTTH、DSL、CATV については近年問題となっている 1 ユーザーの帯域占有にかかる割合などを評価に盛り込むべきと考える。 また、競争状況を評価するに同じサービスでも品質の相違による評価がされていない事に疑問を感じる。各事業者の事故発生状況、復旧までの状況などサービス品質を評価に盛り込んだ上で、競争状況への影響を評価しなければ適切な評価とは言えない。</p>